

令和7年12月10日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その2)

健 康 医 療 局

目 次

ページ

- 1 県立こども医療センターにおける個人情報の漏えいについて..... 1

1 県立こども医療センターにおける個人情報の漏えいについて

県立こども医療センターにおいて、職員が、個人情報が記載された文書を本に挟んで持ち帰り、退職後、古本屋に当該文書を挟んだままその本を売却したことにより、個人情報が漏えいしたことが判明した。

そのことについて、本日、12月10日(水)10時に県立病院機構において、記者発表を行ったので、その概要を報告する。

(1) 概要

令和6年度当時在籍していたこども医療センターの看護師が、自己研鑽のために私的に所有する本に、患者9名の個人情報が記載された文書を挟んで持ち帰った。

当該職員は、令和6年度中に同センターを退職した後、令和7年7月～8月頃に当該文書を挟んだままその本を古本屋に売却した。

令和7年12月2日、古本屋でその本を購入した方から「個人情報が記載された文書が入っていた」旨の申し出があり、同日、当該文書を同センターにご持参いただき回収した。

(2) 漏えいした個人情報（9名分）

7名 氏名、生年月日、年齢、性別、病室、診療科、患者ID

1名 上記のほか病名、治療経過、観察・処置内容等

1名 上記のほか検査結果（担当医、体重、身長、診断結果、内服薬等）

(3) 原因

こども医療センターでは、毎年、情報セキュリティの研修を行い、個人情報の持ち出し原則禁止や不要になった情報の廃棄を伝えていたが、元職員に個人情報の管理の重要性についての認識が不足し、持ち帰ったことにより発生した。

(4) 対応

こども医療センターでは、該当する9名の患者さんとそのご家族に対して個別にお詫びした。また、病名や検査結果等が漏えいした2名の患者さん及びご家族に対しては、担当医師等が直接説明とお詫びを行う予定。

(5) 再発防止策等

こども医療センターでは、今回の事案とともに、個人情報の原則持ち出し禁止や不要になった情報の廃棄の徹底を院内に周知し、再発防止を図る。